

給与計算システム ペイ・ワークス  
令和8年4月より施行された通勤手当の非課税限度額の改正について

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より給与計算システムをご利用いただき、誠にありがとうございます。

先般ご承知のこととは思いますが、令和8年度税制改正により、通勤手当の非課税限度額が改正となりました。令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。ペイ・ワークスの対応予定についてご案内させていただきます。

敬具

記

■ 対応について

◆改正の概要について

主な改正は以下の2点となります。

- ・交通用具を使用して通勤されている方で、通勤距離が片道 65 km以上の人の非課税限度額が引き上げとなりました。
- ・交通用具を使用して通勤されている方が、一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする人の1か月当たりの非課税限度額について、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1か月当たりのその駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）を加算した金額とすることとされました。

詳細は、国税庁のホームページをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026tsukin/index.htm>

◆ペイ・ワークスでの対応予定について

対応アップデートをリリースいたします。アップデートは4月中旬から下旬にリリース予定です。アップデート適用のご案内は弊社ホームページにてお知らせいたします。

国税庁の通勤手当の非課税限度額の改正に関するQ&Aの公開が令和8年4月下旬予定とされているため、その内容によっては、仕様変更が発生する場合があります。

先日、提供いたしました案内「令和8年.通勤手当の非課税限度額の改正への対応について」にて、通勤費の改正に伴う遡及対応を想定し、その準備をお願いしておりましたが、令和8年4月1日からの施行が確定したため、先日の案内に基づいた準備作業については不要となりました。本案内の内容をご確認いただき、対応をお願いいたします。

◆4月の給与の対応について

アップデートの提供までに発生する4月の給与での通勤手当については、大変お手数ですが、現行のバージョンにて以下の手順で補正対応いただく必要があります。

○補正対応の対象となる従業員

以下のすべてに該当する従業員が対象となります。

- ・ 交通用具を使用して通勤されている方
- ・ 「通勤費情報」の項目「課税計算区分」が「自動計算」に設定されている方
- ・ 通勤手当の課税額が発生している方
- ・ 以下のいずれかに該当する方
  1. 片道の通勤距離が
    - 「65km 以上 75km 未満」
    - 「75km 以上 85km 未満」
    - 「85km 以上 95km 未満」
    - 「95km 以上」 の方
  2. 一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とされている方

○補正対応の手順

改正前の法令に則って算出された通勤費の課税額、非課税額を給与の変動項目の「通勤費調整-金銭」にて補正します。

1. 令和8年4月の給与計算を一度実行いただき、改正前の法令に則って算出された通勤手当の課税額が発生している従業員の内、補正の必要のある従業員の有無を確認してください。
2. 補正の必要のある従業員について、『変動勤怠項目保守』メニューより「通勤費調整-金銭 非課税」に非課税額に加算すべき額、「通勤費調整-金銭 課税」に課税額から減算すべき額を入力して補正してください。

補正対応の例

通勤距離：70km、通勤手当：45,000円 の場合

改正前の法令での通勤手当（非課税限度額：38,700円）

課税額：6,300円、非課税額：38,700円

改正後の通勤手当（非課税限度額：45,700円）

課税額：0円、非課税額：45,000円

「通勤費調整-金銭」の「非課税」に6,300円、「課税」に-6,300円を設定。

通勤費調整-金銭	
非課税	6,300
課税	-6,300
通勤費調整-現物	
非課税	
課税	

補正対象者が多い場合、『変動勤怠項目一覧保守』、『給与変動項目インポート』から「通勤費調整-金銭」の項目を保守いただくことが可能です。

また、4月の給与支給での補正対応が難しい場合、『年調項目コンソール』メニューより、該当の従業員の「補正課税支給額」に減算すべき額を登録いただくことで、年末調整の際に、課税額として支給された非課税額を課税支給額から減算して精算することが可能です。該当者が年末調整前に中途退職された場合も同様に対応いただくことで、『源泉徴収票（個人番号あり）』より給与支給額から減算された源泉徴収票を出力いただけます。

以上、ご不明な点がございましたら、弊社サポートセンターまでご連絡下さい。

京葉システムサポートセンター

043-246-2380 9:00～17:30（平日）

メールでのお問い合わせ：[support@keiyo-system.co.jp](mailto:support@keiyo-system.co.jp)